



# 任意後見契約



# ライフプランノート 作成・活用マニュアル

— 終活に関心があるすべての方々へ —

編著 富永 忠祐 (弁護士)



ライフプラン  
ノートDL  
特典付き



新日本法規

## 2 ライフプランノートの作成

ライフプランノートの内容は、法律上、特に決まりはありませんので、自由に決めることができます。本人に関する基本情報（家族関係、身上経歴、資産、趣味・選好等）だけではなく、今後起こり得る生活全般の諸課題について、こうしてほしい、と任意後見人に対して具体的な希望をあらかじめ伝えます。対象となる生活全般の諸課題としては、任意後見人として行うべき後見事務として発生するものに限らず、任意後見契約の発効前の委任事務や死後事務などのように、本来、任意後見人として行う後見事務ではないものも対象となります。

なお、死後事務について補足すれば、本体としての死後事務委任契約が締結されていることを前提として、その具体的な死後事務に関する本人の希望を記したものがライフプランノートとなります。すなわち、任意後見契約とライフプランノートの関係と同様に、ここでもライフプランノートは、死後事務委任契約を補完する位置付けとなります。

ライフプランノートの作り方についても、法律上、特に決まりはありませんので、自由に作成することができます。実務では、弁護士等の専門職がそれぞれ創意工夫してオリジナルな様式のライフプランノートをパソコンで作成しているのが通常です。作成したライフプランノートは、任意後見契約書とセットで保管しておきます。

大事なことは、人の考え方や生活環境等は時とともに変化し得るものですから、ライフプランノートの内容も、本人の希望に沿って適宜加除修正して、常に最新の情報を記載するように努めることです。加除修正してライフプランノートを改訂した場合には、その都度、改訂の日付を記した上で、本人の署名捺印を得ておきます。

#### 4 ライフプランノートの具体例

※ライフプランノートは、当社WEBサイトよりダウンロードできます。

詳細は、巻末の「ライフプランノートのダウンロードについて」をご参照ください。

#### ライフプランノート

作成日 令和 年 月 日  
作成者

#### 第1 本人に関する情報

##### 1 基本情報

- ・ふりがな ( )
- ・氏名 ( )
- ・性別 男 女
- ・本籍 ( )
- ・住所 (〒 )
- ・電話 ( )
- ・FAX ( )
- ・メールアドレス ( )
- ・生年月日 昭和 平成 年 月 日生まれ (満 歳)
- ・職業 ( )
- ・勤務先 ( )  
(〒 )  
(TEL )
- ・趣味 ( )
- ・宗教・宗派等 ( )

##### 2 身上関係

##### 1) 本人の居住状態

- 在宅 (家族らと同居 独居)
- 施設入所
  - 特別養護老人ホーム 老人保健施設 グループホーム
  - 有料老人ホーム その他 ( )

施設 ( )  
 (〒 )  
 (TEL )

入院

病院 ( )  
 (〒 )  
 (TEL )

## 2) 健康状態

### ① かかりつけ医

有

㊦ 担当医の氏名・連絡先等

( 病院 科 医師 )  
 (〒 )  
 (TEL )

① 担当医の氏名・連絡先等

( 病院 科 医師 )  
 (〒 )  
 (TEL )

無

### ② 定期的な治療が必要となっている疾病等

有

㊦ 傷病名 ( )

発症年月日 ( 昭和 平成 令和 年 月 日 )

担当医の氏名・連絡先等

( 病院 科 医師 )  
 (〒 )  
 (TEL )

① 傷病名 ( )

発症年月日 ( 昭和 平成 令和 年 月 日 )


担当医の氏名・連絡先等

( 病院 科 医師 )  
 (〒 )  
 (TEL )

## 〔4〕 自動車等の運転に関する対応

高齢ドライバーによる事故のニュースに接することがあります。高齢になると運動機能や認知機能が低下する場合がありますので、自動車を運転することに不安を感じる高齢ドライバーは、終活を考える中で、運転免許証の自主返納の時期を検討します。道路交通法が改正されて、高齢ドライバーの運転免許の更新手続が以前よりも厳しくなっていることも判断材料の一つとなります。

## 対応のポイント

	<input checked="" type="checkbox"/> 要（任意後見契約） <input type="checkbox"/> 不要
契 約	<条項> 甲は、乙に対し、代理権目録記載の後見事務を委任し、その事務処理のために必要な代理権を付与する。 
代理権目録	自動車の運転免許に関する事項
同意を要する 特約目録	－
ライフプラン ノート	将来、自動車の運転が難しくなった場合には、運転免許証の自主返納を委任する旨を記載

自動車の運転免許に関する事項を受任者に委ねるには、任意後見契約においてこれに関する代理権を付与しておきます。その上で、運転免許証の自主返納の時期などに関する具体的な希望はライフプランノートに記載します。

## 聴取りの際のポイント

## 1 運転免許証の自主返納制度

運転免許証は、運転免許試験場や警察署などで手続をすることによ

って、自主的に返納することができます。年齢制限はありませんが、運転免許証の有効期限が過ぎて失効しているときは自主返納をすることができませんので、注意が必要です。

運転免許証を有効期間内に返納すると、運転経歴証明書書の交付を受けることができます。この運転経歴証明書は公的な身分証明書として使えるだけでなく、運転経歴証明書を所持していると、バスやタクシーの乗車運賃の割引などの様々な特典を受けることができます。

運転免許証の自主返納手続は、本人に代わって代理人が行うことも可能です。

なお、JAF（日本自動車連盟）に加入している場合には、運転免許証を返納するに当たって、その退会手続も忘れずに行います。

## 2 高齢者の運転免許更新手続はどのようなものか

70歳から74歳までの高齢ドライバーは、高齢者講習（講義、適性検査、実車指導）を受講することで、運転免許証を更新することができます。

これに対し、75歳以上の高齢ドライバーについては、過去3年以内に一定の違反行為（信号無視、速度超過等）があった者は、実車運転での運転技能検査が義務付けられています。この運転技能検査は、5つの課題（指示速度による走行、一時停止、右折・左折、信号通過、段差乗り上げ）で採点されます。合格基準は、100点満点中、第一種免許で70点以上、第二種免許で80点以上です。

過去3年以内に一定の違反行為がない者と、運転技能検査に合格した者は、認知機能検査を受けます。認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された場合には、さらに専門医による認知症診断を受けなければなりません。ここで認知症と診断されれば、免許は取り消されます。

このように75歳を過ぎると運転免許証の更新手続きが厳しくなりますので、終活を検討するに当たって、自動車の運転をいつまで続けるかについては、75歳を一つの目安にすることが考えられます。

### ケース

- ◆車の運転をやめたときには、運転免許証の自主返納の手続きをしてほしい

### 文例

甲は車の運転が好きですので、生涯運転をしたいです。しかし、万が一甲の身体能力又は精神能力が低下した場合には、自動車事故を引き起こす可能性があり、家族にも心配をかけますので、乙は、甲の指示を受け、甲の代理人として運転免許証の自主返納の手続きを行ってください。その手続きの際には、運転経歴証明書の交付を受けてください。

### 【記載のポイント】

運転免許証の自主返納手続きを行うタイミングをどのように記載するかがポイントです。本文例では「甲の指示」を契機にする旨を記載していますが、そのほかに、受任者である乙や、甲の親族等の関係者の判断によって自主返納手続きを行うスキームも考えられます。

また、運転経歴証明書を交付することを希望する場合には、忘れずに付記しておきます。

## 〔17〕 尊厳死の対応

人生の最期をどのように送るか、すなわち死の迎え方に関心のある人は多いと思います。できるだけ延命治療を施して、1分1秒でも永らえたいと考える人もいるでしょう。患者の家族の心情は、それと同趣旨のことが多いと思います。これに対して、もはや回復の見込みがないにもかかわらず、人工呼吸器などにつながれて、ただ生かされているだけという、見るに忍びない悲惨な姿を人前にさらしたくない、無駄な医療費がかさむことによって家族に経済的負担をかけたくないと考える人もいると思います。

我が国では尊厳死が一定の要件の下に許容されています。尊厳死を希望する場合は、元気なうちにその準備をしておきます。

## 対応のポイント

契 約	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要（尊厳死宣言を作成する）
代理権目録	－
同意を要する 特約目録	－
ライフプラン ノート	尊厳死に関する対応を記載

ライフプランノートには、尊厳死に関する委任者の希望を記載します。任意後見人には医療同意権がなく、ましてや生死に関わる事項については任意後見人に決定権限がないので、尊厳死に関する判断を任意後見人に委ねることはできません。もっとも、尊厳死宣言の存在を医師等に伝える事務は任意後見人に委任しておきます。



## 聴取りの際のポイント

### 1 尊厳死を希望するか

尊厳死とは、病気が回復の見込みのない末期状態となったときに、延命治療を止めて、自然に死を迎える死に方のことです。

もはや病気が回復する見込みはないものの、延命治療を行えば、生命だけは維持することが可能な場合があります。このような場合に、延命治療を望むか否かは、患者の死生観等と関係し、個人の尊厳と自己決定権の尊重（憲13）に関わる事柄ですから、患者の意思が最大限尊重されるべきです。

しかし、一般に、医師は患者を救うことが職務であるため、医師の判断で延命治療を中止することはありません。医師の判断で延命治療を中止したことによって患者が死亡すれば、医師が殺人罪（刑199）や同意殺人罪（刑202）に問われる可能性があり（最判平21・12・7判タ1316・147参照）、また、民事上の損害賠償責任を追及されるリスクもあります。それゆえ、医師としては、尊厳死を希望する患者に対して延命治療を中止するには、①患者の意思に基づくこと、②治療が限界に達していることの2点を慎重に確認しなければなりません。

そこで、尊厳死を希望する者は、上記の①を満たすように、判断能力があるうちに、将来病気が回復する見込みがなくなったときには延命治療を望まない旨の意思表示をあらかじめしておく必要があります。このような意思表示をリビング・ウィルといいます。

リビング・ウィルの書面は、治療行為の中止を求める患者の推定的意思を認定する有力な証拠となります。ただし、延命行為の中止についての意思表示は、自己の病状、治療内容、予後等についての十分な情報と正確な認識に基づいてなされる必要があるため、事前の意思表示が、現に中止が検討されている時点と余りにかけ離れた時点でなさ

れたものであるとか、その内容が漠然としたものにすぎないときには、家族の意思表示により補って患者の推定的意思の認定を行う必要があるとした裁判例があります（横浜地判平7・3・28判時1530・28）。

また、上記の②の関係で、尊厳死が実施されるには、医師の医学的判断を踏まえなければなりません。したがって、いくら患者の意思が明確であっても、結局、尊厳死が行われなないことがあり得ることを委任者に承知しておいてもらう必要があります。

## 2 リビング・ウィルの書面の方式をどうするか

リビング・ウィルの書面の方式については、特に法律上決められていませんので、自由に作成することができます。

もっとも、委任者が任意に作成した私署証書では、尊厳死を希望する意思が本人の真意に基づくことの確認ができないおそれもありますので、公証人により尊厳死宣言公正証書を作成してもらうか、あるいは本人が作成した宣言書に公証人が認証する方法や、公益財団法人日本尊厳死協会において尊厳死の宣言書を作成する方法などが推奨されます。

### ケース

◆延命治療は希望しないので、尊厳死が実施されるように手配してほしい

### 文例

甲は、以下のとおり尊厳死によって安らかに死を迎えることを強く望みますので、本宣言をします。乙は、本宣言を甲の家族や医師等に適切な時機に告知してください。

#### 第1条

甲の病気等が現在の医学では不治の状態となり、かつ死期が迫って

いると担当医により診断された場合には、死期を延ばすためだけの延命治療は一切行わないでください。ただし、肉体的苦痛を和らげる処置は積極的に実施してください。

#### 第2条

甲の家族や医師等が本宣言に従って行動したことによって民事・刑事等の一切の責任が生じないように、関係者・関係機関におかれましては格段の配慮をお願いします。

#### 第3条

本宣言は、甲の精神状態が正常なときに作成した、甲の真意に基づくものです。したがって、甲の精神状態が正常なときに明確に撤回しない限り、本宣言の効力は継続されます。

#### 【記載のポイント】

本人の病気等が現在の医学では不治の状態となり、かつ死期が迫っているとの診断をどのように行うかについては、より慎重を期すため、2人以上の医師の意見の一致を必要とする考え方もあり得ます。しかし、担当医以外の医師から意見を聴取することが実際上容易でない事態も想定されますので、本文例第1条では担当医の診断だけにとどめています。

また、差し控えるべき「延命治療」を具体的に列挙すると分かりやすいですが、他方で、具体的に列挙すると、列挙されていない治療は対象外であると解釈されてしまうリスクもあります。そこで、本文例第1条では、肉体的苦痛を和らげる処置を除く「一切」の延命治療と記載し、できるだけ漏れが生じない表現にしています。

第2条では、尊厳死に関与した結果生じ得る責任として、民事・刑事責任のほか、医師免許の取消し等の処分（医師法7①）が想定されますので、民事・刑事「等」の「一切の」責任と記載しています。

第3条は、本宣言が本人の真意に基づいたものであることを担保する規定です。延命治療を望まない本人の意思は、治療を行う時点で確認できなければなりません。しかし、その時点では意識がはっきりせず、本人の意思が確認できない事態も想定されます。第3条があることによって、治療を行う時点においても本人の意思が継続されていると推定されることになります。

## 〔34〕 不動産の贈与

子や孫が住宅の取得を希望している場合に、親や祖父母が、終活の一環として、子や孫に対して経済的援助をするケースがあります。援助する側には、将来、願わくは子や孫と同居したいという期待を抱いている人もいます。この場合、二世帯住宅の購入・建築を視野に入れて検討を進めることが望めます。

ところで、経済的援助の方法としては、住宅の購入資金や建築資金を金銭で贈与する方法もありますが、この方法では、金額に応じて多額の贈与税が課せられることとなります。そこで、少しでも贈与税を減額する方策の一つとして、贈与する側で住宅を購入・建築した上で、この住宅を贈与する方法も考えられます。

## 対応のポイント

	<input checked="" type="checkbox"/> 要（任意後見契約） <input type="checkbox"/> 不要
契 約	<条項> 甲は、乙に対し、代理権目録記載の後見事務を委任し、その事務処理のために必要な代理権を付与する。
代理権目録	贈与に関する事項
同意を要する特約目録	不動産その他の重要な財産の処分
ライフプランノート	親族へ不動産を贈与する目的や時期などを記載

任意後見人が本人の親族へ不動産を贈与するには、贈与についての代理権を付与されていることが必要です。また、不動産の贈与は、重要な財産の処分に該当しますので、慎重を期すため、任意後見監督人の同意を要する特約を設けることを検討します。

その上で、誰に、いつ、どのような方法で不動産を贈与するかについて、ライフプランノートに具体的に記載しておきます。

### 聴取りの際のポイント

#### 1 不動産の贈与に課せられる贈与税

贈与税の課税価格はその財産の取得のときにおける時価ですが、土地の場合は、その時価は、原則として、路線価方式又は倍率方式によって評価します(評基通11)。また、家屋の場合は、固定資産税評価額を基準に評価(固定資産税評価額 $\times$ 1.0)します(評基通89・別表1)。

贈与税の算定において不動産をこのように評価する結果、通常は、土地の取引価額又は建物の建築価額よりも低い評価額が算定されます。したがって、その不動産を購入又は建築する資金を子や孫に贈与するよりも、贈与者が取得した不動産を贈与する方が、課税価格を低く抑えられるメリットがあります。

#### 2 贈与税のほかに、不動産の贈与で発生する公租公課

不動産を贈与する場合、前述のとおり贈与税が課せられますが、それ以外にも登録免許税と不動産取得税が課せられます。

##### ① 登録免許税

土地や家屋を贈与する場合には、所有権移転登記時に登録免許税が課せられます。税率は、土地・家屋とも固定資産税評価額に対して1,000分の20です(登税9・別表1一ハ)。相続による所有権移転の場合は税率が1,000分の4と低く抑えられていますが(登税9・別表1一イ)、贈与の場合はそうではありません。

##### ② 不動産取得税

不動産を贈与により取得した場合は、地方税である不動産取得税

## 4 定期的な支出・まとまった金額の支出

### [51] 近親者への援助

子や孫などの親族に対して経済的援助をしたいと考える人は多いと思いますが、これは民法上の贈与契約(民549)に該当しますので、相続税法上、多額の贈与税が課せられるケースもあります。そこで、経済的援助を受ける側の税負担を軽減する方策の一つとして、暦年贈与の基礎控除を利用することを検討します。

#### 対応のポイント

契 約	<input checked="" type="checkbox"/> 要 (任意後見契約) <input type="checkbox"/> 不要
	<条項> 甲は、乙に対し、代理権目録記載の後見事務を委任し、その事務処理のために必要な代理権を付与する。 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">必須</span>
代理権目録	贈与に関する事項
同意を要する 特約目録	—
ライフプラン ノート	親族へ金銭を贈与する時期や贈与金額等を記載

任意後見契約では、親族へ金銭を贈与することの代理権を付与します。ライフプランノートには、誰に、いつ、幾らを贈与するかなどについて具体的に記載します。

#### 聴取りの際のポイント

##### 1 暦年贈与に課せられる贈与税はどうなっているか

暦年贈与では、その年の1月1日から12月31日までの1年間に、贈

与により取得した財産の価額の合計額（課税価格）から、基礎控除である110万円を控除した残額に対して贈与税が課されます（相税21の2・21の5、租特70の2の4）。したがって、1年間に贈与によって取得した財産の価額が110万円以下であれば、贈与税は課せられません。

また、1年間に贈与によって取得した財産の価額が110万円を超える場合であっても、生前贈与をすることによって節税になるケースがあります。例えば、1年間に310万円の贈与をした場合、贈与税は20万円（ $(310万円 - 110万円) \times 10\%$ ）ですから（相税21の7、租特70の2の5）、実効税率は約6.5%となります。そこで、もし相続税がこの約6.5%よりも高い税率で課せられる場合には、生前贈与をすることによって節税をすることができます。

## 2 誰に生前贈与するか

暦年贈与の税率には、一般税率と特例税率の2種類があります。後者の特例税率は、直系尊属（父母・祖父母）からの贈与により財産を取得した者（その贈与の年の1月1日において18歳以上である者に限ります。）に適用されます。一般税率が適用される財産を一般贈与財産、特例税率が適用される財産を特例贈与財産といい、以下に掲げる区分に従って、110万円の基礎控除後の課税価格にそれぞれの税率を乗じて計算した金額となります（相税21の7、租特70の2の5）。

このように、誰に生前贈与をするか、すなわち受贈者が直系卑属（子・孫）か否かによって贈与税額が異なりますので、注意が必要です。

### 【一般贈与財産】

区分	一般税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円



新日本法規